

中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十五条 指定会社は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第四号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（社債及び借入金）</p> <p>第十五条 指定会社は、社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項に規定する短期社債を除く。第二十七条第四号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>